

大館市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

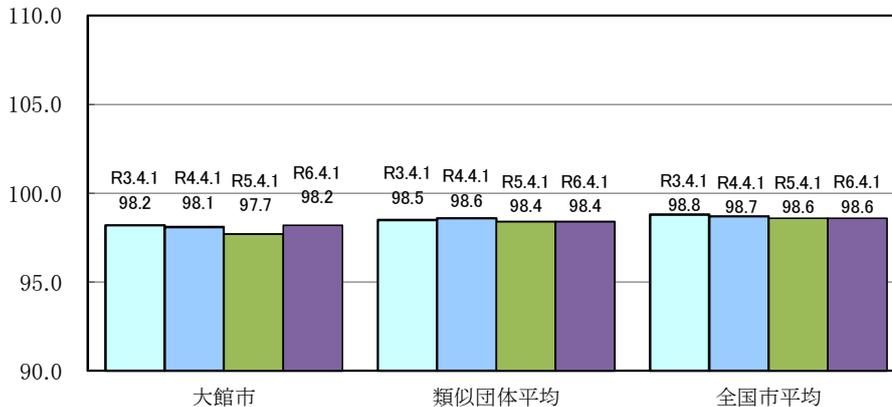
区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
R5年度	人 66,807	千円 41,714,100	千円 1,664,942	千円 6,446,316	% 15.5	% 15.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R5年度	人 675	千円 2,501,605	千円 573,620	千円 994,976	千円 4,070,201	千円 6,030	千円 5,922

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与が含まれているが、会計年度任用職員の給与は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 ラスパイレス指数の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

令和6年4月1日のラスパイレス指数が、3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、3年連続で上昇している場合、100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成28年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国及び県の見直し内容を踏まえ、平均0.74%引下げ。激変緩和のため、3年間（平成31年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準による支給対象地域なし

その他の見直し内容
 実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

管理職員特別勤務手当について、国及び県の見直し内容を踏まえて見直しを実施（平成28年4月1日実施）
 扶養手当について、国及び県の見直し内容を踏まえて見直しを実施（平成29・30年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
大館市	43.8 歳	317,088 円	380,819 円	342,465 円
秋田県	43.0 歳	342,600 円	386,200 円	353,900 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
類似団体	41.8 歳	316,920 円	385,423 円	350,499 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
大館市	57.2 歳	26 人	321,020 円	339,104 円	331,336 円	—	—	—	—
うち校務主事	57.4 歳	16 人	305,609 円	320,983 円	316,857 円	その他	49.1 歳	244,800 円	1.31
秋田県	54.2 歳	215 人	314,400 円	349,800 円	328,200 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	—	330,553 円	—	—	—	—
類似団体	52.0 歳	20 人	300,573 円	331,686 円	314,882 円	—	—	—	—

区分	参考 年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
大館市	5,537,048 円	— 円	
うち校務主事	5,218,196 円	3,297,300 円	1.58

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和3年～令和5年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大館市	39.3 歳	303,456 円	371,476 円	335,811 円
類似団体	38.4 歳	305,380 円	379,618 円	340,639 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		大館市	秋田県	国
一般行政職	大学卒	197,328 円	203,563 円	196,200 円
	高校卒	167,557 円	171,882 円	166,600 円
技能労務職	高校卒	155,891 円	169,971 円	—
	中学卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和6年4月1日現在）

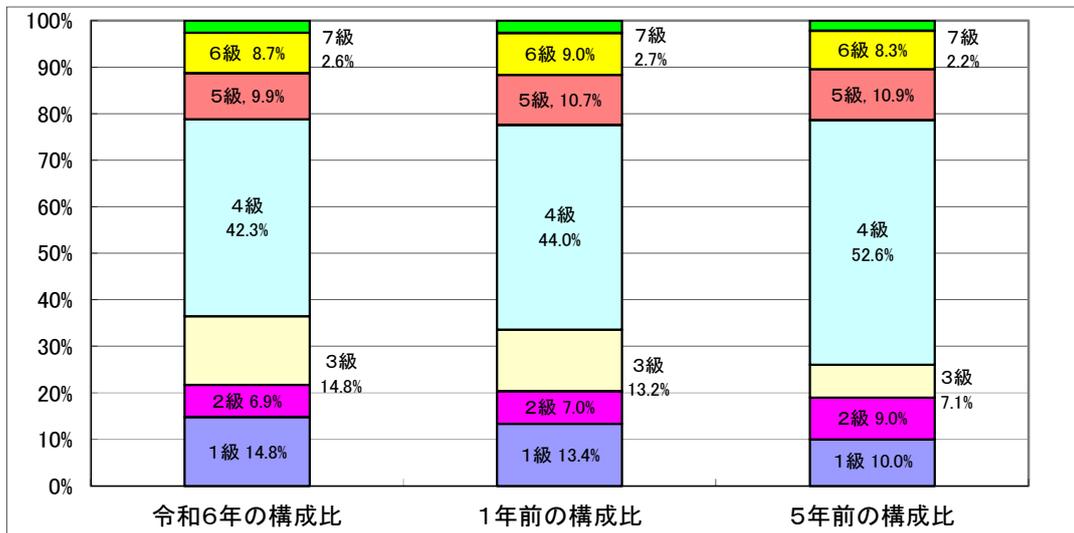
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	271,105 円	344,368 円	368,775 円	397,492 円
	高校卒	237,491 円	334,562 円	357,946 円	372,999 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	349,045 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

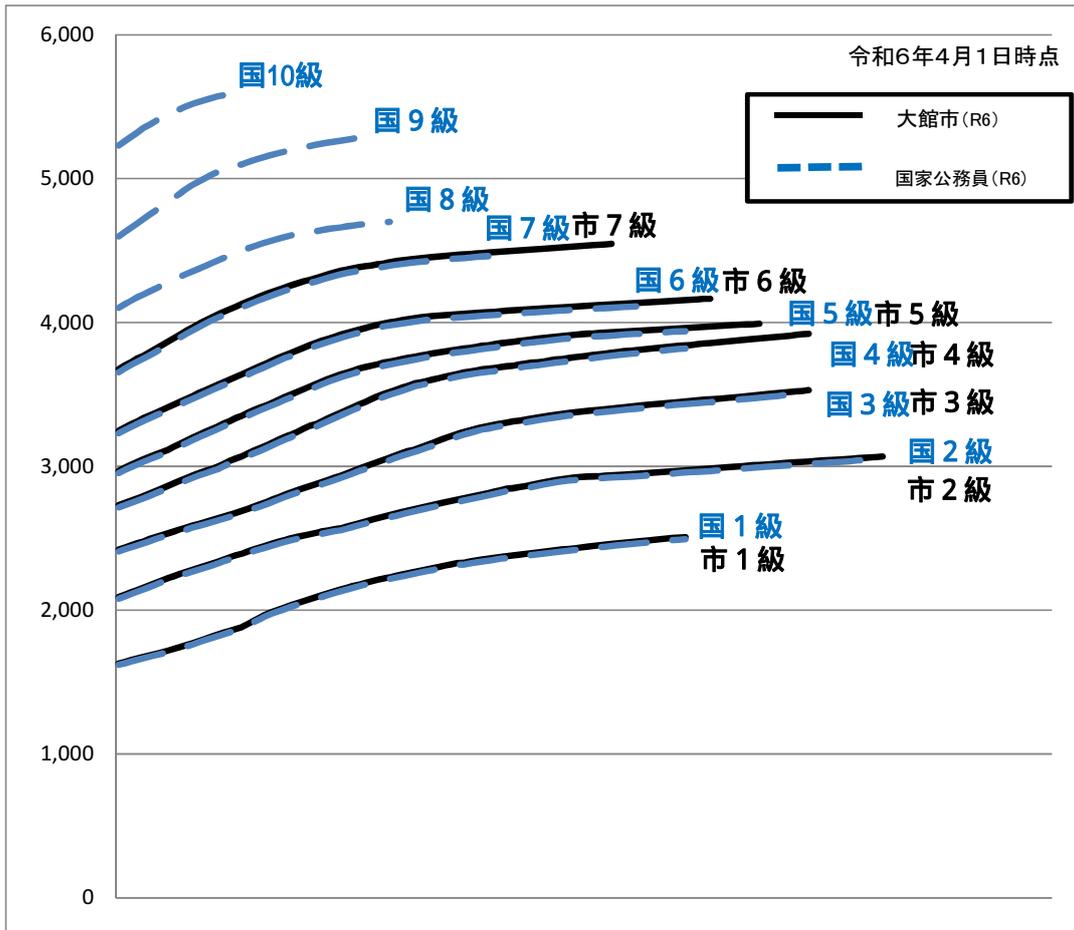
(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事、技師	58 人	14.8%	163,032円	250,834円
2 級	主任主事、主任技師	27 人	6.9%	209,196円	306,954円
3 級	主査、主任	58 人	14.8%	242,285円	353,018円
4 級	係長、主査	166 人	42.3%	273,161円	392,242円
5 級	課長補佐、分署長	39 人	9.9%	297,098円	399,282円
6 級	支所長、課長、主幹、消防次長、消防署長、消防副署長	34 人	8.7%	324,957円	416,682円
7 級	部長、議会事務局長、教育次長、消防長	10 人	2.6%	367,601円	454,800円

- (注) 1 大館市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（大館市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分	○	○	○	○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大館市	秋田県	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,474 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,694 千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.4 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.4 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(大館市)

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○			
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分	○	○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない	○			
活用予定時期	未定			

(2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

大館市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たり平均支給額	452千円	22,328千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当

規定なし

(4) 特殊勤務手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		7,943 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		45,651 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)		24.68 %		
手当の種類(手当数)		13		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
徴収手当	収納課職員	(1) 市税及び市税以外の徴収に関する業務 (2) 市税及び市税以外の滞納処分に関する業務	32千円	(1) 日額200~400円 (2) 1件200~450円
行旅病人、死亡人等取扱手当	福祉課職員	行旅病人、行旅死亡人の取扱業務	43千円	行旅病人 1件1,000円 行旅死亡人 1件2,900円
現場作業手当	管財課職員 土木課職員他	交通の遮断されていない通行量の比較的多い道路上における測量業務等	78千円	日額200~550円
特殊自動車運転手当	土木課職員 消防職員	特殊自動車の運転業務	178千円	日額200~750円
資格手当	環境課職員他	(1) 電気事業法の規定による主任技術者に選任された職員 (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による技術管理者に選任された職員 (3) 労働安全衛生法の規定による産業医に選任された職員	612千円	(1) 月額1,000円 (2) 月額1,000円 (3) 月額50,000円
用地交渉手当	管財課職員	土地の取得等に関し現地において地権者と面接して行う交渉業務のうち特に困難なもの	0千円	日額450円
夜間業務手当	消防職員	正規の勤務時間として深夜(午後10時から翌日午前5時まで)において行う業務	4,266千円	勤務1回320~880円
清掃手当	環境課職員	(1) 施設業務係に勤務する職員 (2) 施設業務係に勤務する職員でし尿かき出し等の業務に従事した場合	501千円	(1) 勤務1日につき150~300円 (2) 日額500~2,000円
出動手当	消防職員	水火災その他の災害、救急又は救助の業務	1,912千円	1回150円
有害薬剤等取扱手当	環境課職員	塩素ボンベの取付け、苛性ソーダの注入等の業務	7千円	1回400円
防疫等作業手当	農林課職員	家畜伝染病の病原体を有し、又は有する疑いのある家畜に対する防疫作業業務	274千円	日額290円
在宅勤務手当	全職員	自宅の個人端末機及びインターネット回線を使用して、庁内の端末機へリモートアクセスして行う在宅勤務	35千円	日額250円 (11~3月は300円)
災害応援作業手当	全職員	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第50条第1項に規定する災害応急対策の業務等であって、他の地方公共団体の応援業務として管理者が認める作業に従事した職員	5千円	作業に従事した日1日につき350円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	255,841 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	434 千円
支給実績(令和4年度決算)	259,550 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	448 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)		
扶養手当	配偶者	6,500円	同じ	-	67,577 千円	236,282 円	
	子	1人につき					10,000円
		満16歳以上22歳までの子 1人についての加算額					5,000円
	父母等	6,500円					
住居手当	借家(借間)の場合の支給限度額	27,000円	異なる	(国)28,000円	34,693 千円	279,781 円	
通勤手当	バス、電車などの交通機関利用の場合の限度額	55,000円	同じ	-	26,579 千円	51,016 円	
	自家用車などの交通用具利用	2,000~31,600円	同じ	-			
単身赴任手当	基本額30,000円。距離に応じ8,000~70,000円加算	同じ			0 千円	0 円	
休日勤務手当	祝日法による休日及び年末年始の休日に勤務した職員に対して、その勤務1時間につき1時間当たりの給与額の135/100を支給	同じ	-		41,913 千円	141,120 円	
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員にその勤務1時間につき1時間当たりの給与額の25/100を支給	同じ	-		5,973 千円	58,561 円	
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に40,000~81,000円を支給	異なる	(国)46,300~88,500円。		69,854 千円	577,309 円	
管理職員特別勤務手当	①管理又は監督の地位にある職員が臨時又は緊急の必要等により週休日、休日、年末年始の休日等に勤務した場合に6,000~15,000円の金額を支給 ②緊急の必要により週休日等以外に午前0時~5時まで勤務した場合3,000円~5,000円	同じ	-		245 千円	20,417 円	
宿日直手当	宿日直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対してその勤務1回につき4,400円を支給(勤務時間が5時間未満の場合は、2,200円)	同じ	-		0 千円	0 円	
寒冷地手当	11月から翌年3月までに在職する職員に対し、月額7,360~17,800円を支給	同じ	-		40,440 千円	62,120 円	

5 特別職の報酬等の状況 (令和6年4月1日現在)

区分	給料	月額	額	等
給料	市長	863,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副市長	685,000 円	1,053,000 円/	686,000 円
			870,000 円/	623,500 円
報酬	議長	417,000 円	629,000 円/	376,900 円
	副議長	380,000 円	575,000 円/	309,700 円
	議員	361,000 円	522,000 円/	286,600 円
期末手当	市長	(令和5年度支給割合)		
	副市長	3.325	月分	
	議長	(令和5年度支給割合)		
	副議長 議員	3.325	月分	
退職手当	市長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市長	863,000円×在職月数×0.47	1,947万円	任期毎
	備考	685,000円×在職月数×0.28	921万円	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

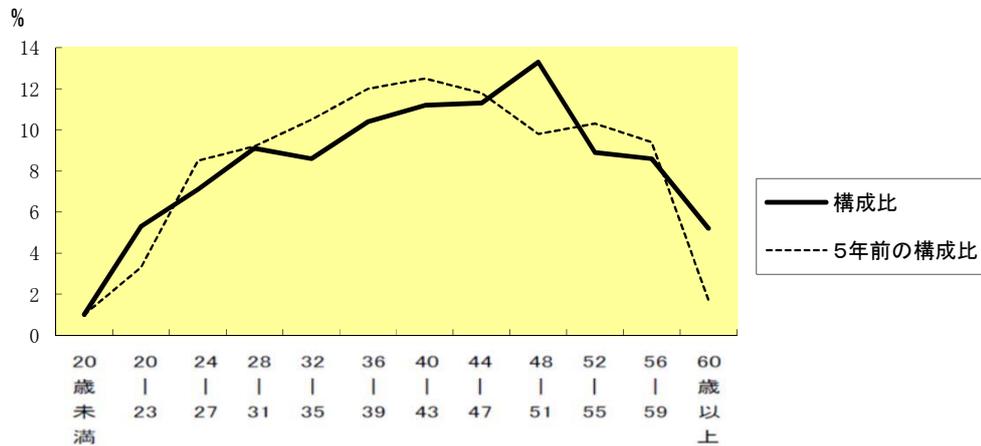
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和5年	令和6年		
普通会計部門	議 会	7	7	0	
	総 務	139	137	△ 2	欠員不補充
	税 務	35	36	1	配置基準の見直しによる増員
	民 生	120	122	2	長寿課地域包括ケア推進係創設による増員
	衛 生	45	40	△ 5	新型コロナワクチン接種対策室の廃止、欠員不補充
	農林水産	32	31	△ 1	欠員不補充
	商 工	32	33	1	配置基準の見直しによる増員
土 木	62	61	△ 1	欠員不補充	
	計	472	467	△ 5	<参考> 人口1万当たり職員数 69.90 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 59.84 人)
	教育部門	74	72	△ 2	欠員不補充
	消防部門	127	127	0	
	小 計	673	666	△ 7	<参考> 人口1万当たり職員数 99.69 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 77.94 人)
公営 企 業 計 等 部 門	病 院	582	587	5	医師の増
	水 道	24	24	0	
	下 水 道	14	15	1	配置基準の見直しによる増員
	そ の 他	35	32	△ 3	欠員不補充
	小 計	655	658	3	
合 計		1,328 [1,549]	1,324 [1,549]	△ 4 [0]	<参考> 人口1万当たり職員数 198.18 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 13	人 70	人 94	人 121	人 114	人 138	人 148	人 149	人 176	人 118	人 114	人 69	人 1,324

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

年度 部門別	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	452	465	478	467	472	467	15 (3.3%)
教育	82	74	71	71	74	72	△10 (△12.2%)
消防	122	125	125	127	127	127	5 (4.1%)
普通会計	656	664	674	665	673	666	10 (1.5%)
公営企業等会計	660	659	652	659	655	658	△2 (△0.3%)
総合計	1,316	1,323	1,326	1,324	1,328	1,324	8 (0.6%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に占 める職員給与費比率
R5年度	千円 1,263,078	千円 163,056	千円 171,087	% 13.5	% 12.9

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給 料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		
R5年度	人 24	千円 93,523	千円 11,473	千円 36,625	千円 141,621	千円 5,901	千円 6,118

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項 なし

職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
大館市	46.6 歳	329,712 円	491,741 円
市町村平均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 平均年齢の市町村平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

大館市		市町村平均	
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,526 千円		1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,506 千円	
(令和5年度支給割合)		(令和5年度支給割合)	
期末手当 2.4 月分 (1.375)月分	勤勉手当 2.05 月分 (0.975)月分	期末手当 - 月分 (-)月分	勤勉手当 - 月分 (-)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		(加算措置の状況)	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

大館市			市町村平均		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	- 月分	- 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	- 月分	- 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	- 月分	- 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	- 月分	- 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置	
1人当たり平均支給額	- 千円		1人当たり平均支給額	11,058 千円	

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。
 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当

規定なし

工 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)		177 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		10,394 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)		70.8 %		
手当の種類(手当数)		8		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
現場作業手当	水道課 下水道課の職員	(1) 交通の遮断されていない通行量の比較的多い道路における測定の作業、道路補修の作業又は山林地内での調査及び測定の作業に従事したとき (2) 用地交渉の作業に従事したとき (3) 本管又は分岐管に分水栓を取り付けるためせん孔作業に従事したとき (4) スノージャム又は漂流物の除去作業に従事したとき (5) 冬期間において止水栓の開栓及び閉栓作業に従事したとき (6) 下水道管内等の閉所作業に従事したとき	5千円	(1) 1日につき200円 (2) 1日につき450円 (3) 1回につき500円(冬期間(12月1日から翌年3月31日までの間をいう。以下同じ。))は600円) (4) 1日につき500円(冬期間は1,000円)。ただし、3時間未満の勤務にあつては、300円(冬期間は600円) (5) 外勤1日につき600円。ただし、4時間未満の勤務にあつては300円 (6) 1日につき300円
夜間業務手当	水道課職員	夜間勤務を命じられ夜間業務(20時以降の業務をいう。)に従事したとき	35千円	1人1回につき2,500円(冬期間は3,000円)。ただし、3時間以上5時間未満の勤務にあつては2,000円(冬期間は2,500円)、3時間未満の勤務にあつては支給しない
徴収手当	水道課、 下水道課の職員	(1)徴収に関する業務又は給水停止処分 (2)不動産、債権、無体財産等の差押え処分 (3)動産差押え処分 (4)差押え財産の収去	8千円	(1)外勤1日につき4時間未満200円、4時間以上400円 (2)1件につき200円 (3)1件につき300円 (4)1件につき450円
緊急対応手当	水道課、 下水道課の職員	勤務時間外に発生した配水管、消火栓又は中継ポンプ等の故障の場合において、当該故障について管理者が認定する状態の故障の修理作業に従事したとき	100千円	1人1回につき4,000円
薬物取扱手当	水道課職員	硫酸、苛性ソーダ及び次亜塩素酸ナトリウムの注入又は濃度調整作業等に従事したとき	5千円	1人1回につき600円
資格手当	水道課職員	(1) 電気事業法第43条の規定による主任技術者に選任された職員 (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条の規定による技術管理者に選任された職員 (3) 水道法第19条による水道技術管理者に選任された職員	24千円	1月につき1,000円
在宅勤務手当	水道課、 下水道課の職員	自宅の個人端末機及びインターネット回線を使用して、庁内の端末機へリモートアクセスして行う在宅勤務をした職員	0千円	在宅勤務した日1日につき250円。ただし、毎年11月から翌年3月までの期間は、1日につき50円を加算
災害応援作業手当	水道課、 下水道課の職員	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第50条第1項に規定する災害応急対策の業務等であつて、他の地方公共団体の応援業務として管理者が認める作業に従事した職員	0千円	作業に従事した日1日につき350円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	4,499 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	214 千円
支給実績(令和4年度決算)	7,634 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	347 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)		
扶養手当	配偶者	6,500円	同じ	-	1,434 千円	204,857 円	
	子	1人につき					10,000円
		満16歳以上22歳までの子 1人についての加算額					5,000円
	父母等	6,500円					
住居手当	借家(借間)の場合の支給限度額	27,000円	同じ	-	1,056 千円	352,000 円	
通勤手当	バス、電車などの交通機関利用の場合の限度額	55,000円	同じ	-	1,427 千円	67,971 円	
	自家用車などの交通用具利用	2,000～31,600円	同じ	-			
単身赴任手当	基本額30,000円。距離に応じ8,000～70,000円加算	同じ	-	0 千円	0 円		
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員にその勤務1時間につき1時間当たりの給与額の25/100を支給	同じ	-	0 千円	0 円		
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に40,000～81,000円を支給	同じ	-	1,608 千円	536,000 円		
管理職員特別勤務手当	①管理又は監督の地位にある職員が臨時又は緊急の必要等により週休日、休日、年末年始の休日等に勤務した場合に6,000～15,000円の金額を支給 ②緊急の必要により週休日等以外に午前0時～5時まで勤務した場合3,000円～5,000円	同じ	-	0 千円	0 円		
宿日直手当	宿日直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対してその勤務1回につき4,200円を支給 (勤務時間が5時間未満の場合は、2,100円)	同じ	-	0 千円	0 円		
寒冷地手当	11月から翌年3月までに在職する職員に対し、月額7,360～17,800円を支給	同じ	-	1,256 千円	59,789 円		

(2) 工業用水道事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に占 める職員給与費比率
R5年度	千円 73,000	千円 5,194	千円 1,667	% 2.3	% 1.9

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R5年度	人 1	千円 1,230	千円 170	千円 0	千円 1,400	千円 1,400	千円 6,405

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。
 4 職員給与は7～9月分と1～3月分である。

イ 特記事項 なし

職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
大館市	24.0 歳	204,921 円	233,221 円
市町村平均	46.7 歳	349,911 円	533,762 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 平均年齢の市町村平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

大館市		市町村平均	
1人当たり平均支給額(令和5年度) 0 千円		1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,579 千円	
(令和5年度支給割合)		(令和5年度支給割合)	
期末手当 2.4 月分 (1.375)月分	勤勉手当 2.05 月分 (0.975)月分	期末手当 - 月分 (-)月分	勤勉手当 - 月分 (-)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		(加算措置の状況)	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

大館市			市町村平均		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	- 月分	- 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	- 月分	- 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	- 月分	- 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	- 月分	- 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置	
1人当たり平均支給額	- 千円		1人当たり平均支給額	5,217 千円	

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。
 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当

規定なし

工 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)	0 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	0 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)	0.0 %			
手当の種類(手当数)	8			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
7(1)③エ と同じ。ただし、支給実績0千円。				

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	0 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	0 千円
支給実績(令和4年度決算)	0 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	0 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	7(1)③カ と同じ	同じ	-	0 千円	0 円
住居手当		同じ	-	114 千円	114,000 円
通勤手当		同じ	-	25 千円	25,200 円
単身赴任手当		同じ	-	0 千円	0 円
夜間勤務手当		同じ	-	0 千円	0 円
管理職手当		同じ	-	0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当		同じ	-	0 千円	0 円
宿日直手当		同じ	-	0 千円	0 円
寒冷地手当		同じ	-	31 千円	30,600 円

**(3) 下水道事業
職員給与費の状況**

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に占 める職員給与費比率
R5年度	千円 1,476,007	千円 △ 196,997	千円 55,193	% 3.7	% 3.4

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費51,589千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R5年度	人 14	千円 55,400	千円 7,867	千円 21,336	千円 84,603	千円 6,043	千円 6,023

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項 なし

職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
大館市	45.2 歳	329,765 円	503,590 円
市町村平均	44.5 歳	334,536 円	501,579 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 平均年齢の市町村平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

大館市		市町村平均	
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,524 千円		1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,489 千円	
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.375)月分		(令和5年度支給割合) 期末手当 - 月分 (-)月分	
勤勉手当 2.05 月分 (0.975)月分		勤勉手当 - 月分 (-)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		(加算措置の状況)	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

大館市			市町村平均		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	- 月分	- 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	- 月分	- 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	- 月分	- 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	- 月分	- 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置	
1人当たり平均支給額	- 千円		1人当たり平均支給額	4,406 千円	

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。
 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当

規定なし

工 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)		0.0 %		
手当の種類(手当数)		8		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
現場作業手当	7(1)③エ と同じ。		0 千円	7(1)③エ と同じ。
夜間業務手当			0 千円	
徴収手当			0 千円	
緊急対応手当			0 千円	
薬物取扱手当			0 千円	
資格手当			0 千円	
在宅勤務手当			0 千円	
災害応援作業手当			0 千円	

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	4,710 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	393 千円
支給実績(令和4年度決算)	4,564 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	380 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	7(1)③カ と同じ	同じ	—	1,938 千円	242,250 円
住居手当		同じ	—	288 千円	288,000 円
通勤手当		同じ	—	803 千円	61,754 円
単身赴任手当		同じ	—	0 千円	0 円
夜間勤務手当		同じ	—	0 千円	0 円
管理職手当		同じ	—	1,128 千円	564,000 円
管理職員特別勤務手当		同じ	—	0 千円	0 円
宿日直手当		同じ	—	0 千円	0 円
寒冷地手当		同じ	—	938 千円	72,200 円

(4) 病院事業
職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) R4年度の総費用に占 める職員給与費比率
R5年度	千円 12,919,115	千円 △ 839,054	千円 6,056,355	% 46.9	% 46.4

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
R5年度	人 589	千円 2,326,180	千円 1,123,232	千円 898,641	千円 4,348,053	千円 7,382

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 7,713

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
医師	40.1 歳	549,728 円	1,381,472 円
看護師	41.1 歳	295,645 円	554,924 円
医療技術	41.1 歳	302,707 円	536,568 円
事務	45.0 歳	278,711 円	518,778 円
市町村 平均	医師	41.0 歳	562,455 円
	看護師	40.1 歳	298,127 円
	事務	45.4 歳	322,023 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢の市町村平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

大館市		市町村平均	
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,526 千円		1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,566 千円	
(令和5年度支給割合)	(令和5年度支給割合)	(令和5年度支給割合)	
期末手当 2.4 月分 (1.375)月分	勤勉手当 2.05 月分 (0.975)月分	期末手当 - 月分 (-)月分	勤勉手当 - 月分 (-)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

大 館 市			市町村平均		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	- 月分	- 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	- 月分	- 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	- 月分	- 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	- 月分	- 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置	
1人当たり平均支給額	826 千円	23,387 千円	1人当たり平均支給額	4,797 千円	

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)		58,007 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		1,074,204 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
医師及び歯科医師の特例	16 %	54 人	16 %

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)		508,319 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		1,026,907 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)		85.8 %		
手当の種類(手当数)		16		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
徴収手当	病院職員	病院事業の収入の徴収に関する業務(外勤)	0千円	日額200～400円
資格手当	医師	労働安全衛生法の規定による産業医に選任された職員	600千円	月額50,000円
夜間業務手当	病院職員	正規の勤務時間として深夜(午後10時から翌日午前5時まで)において行う業務	70,542千円	勤務1回2,150～3,550円
看護業務等危険手当	病院職員	(1) 神経精神科病棟又は神経精神科外来棟に勤務することを本務としない職員が当該病棟内又は当該外来棟内において患者に直接接する業務 (2) 感染症病室又は結核病室において患者の看護又は病原菌の付着した物件の処理業務	13千円	(1) 日額300円 (2) 日額150円
急患診療等業務手当	病院職員	(1) 勤務時間外における急病患者的の診療業務又はその診療に付帯する業務 (2) 1月1日又は12月31日における急病患者的の診療業務又はその診療に付帯する業務	24,381千円	(1) 1回1,700～3,000円 (2) 日額5,000～7,000円
死体処置手当	病院職員(看護師、准看護師)	患者の死体を所定の方法により処置する業務	1,928千円	1体2,900円
死体解剖補助作業手当	病院職員(医師以外)	死体解剖補助作業業務	27千円	1体4,500円
早朝出勤手当	病院職員のうち栄養科に勤務する職員	正規の勤務時間を午前5時として割り振られ業務に従事した場合	0千円	勤務1回1,000円
救急診療待機手当	病院職員	(1) 医師及び看護師長が救急患者等の診療のため、勤務時間外に病院内に待機したとき (2) 医師、放射線技師、臨床検査技師、看護師及び准看護師が救急患者等の診療のため、勤務時間外に自宅に待機したとき	45,344千円	(1) 1回8,400～39,000円 (2) 1回 3,500円
研究手当	病院職員(医師、薬剤師)	研究業務に従事	283,889千円	医師 295,000～642,000円 指導薬剤師 給料月額100分の25 その他の薬剤師 給料月額100分の6
診療指導手当	病院職員(管理職手当の支給を受ける医師)	一般医師、研修医、看護師への診療指導	16,542千円	院長 給料月額100分の15 副院長 給料月額100分の10 診療局長、副診療局長、部長、副部長及び医長 給料月額100分の5
時間外分べん介助手当	病院職員(医師)	正規の勤務時間外に分べん介助に従事したとき	3,755千円	1回15,000円
放射線作業手当	病院職員(診療放射線技師等)	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する業務	1,069千円	日額230円
防疫等作業手当	病院職員	新型コロナウイルス感染症の患者(疑い含む)に接する作業に従事	5,909千円	日額3,000円または4,000円

新型コロナウイルスワクチン集団接種作業手当	①医師、②薬剤師(部長、副部長)、③薬剤師(上記以外)、④看護師(看護部長、副看護部長、看護師長)、⑤看護師(上記以外)、⑥医療技師および栄養士(技師長)、⑦医療技師および栄養士(上記以外)	新型コロナウイルスワクチン集団接種の業務に従事	9,294千円	1時間あたりの単価 ~R5.6.8 / R5.6.9~ 15,000円 / 12,000円 5,000円 / 4,000円 2,500円 / 4,000円 5,000円 / 3,000円 2,500円 / 2,500円 3,000円 / 3,000円 500円 / 500円
看護職員等処遇改善手当	病院職員(看護師、薬剤師を除く医療技師、栄養士)	看護職員の処遇改善	44,126千円	【~R4.9.30】 看護師 月額4,000円 【R4.10.1~】 看護師(看護部長、副看護部長、看護師長) 月額14,200円 看護師(上記以外)、薬剤師を除く医療技師、栄養士 月額9,200円
診療看護師手当	病院職員(看護師)	特定行為の業務に従事	900千円	月額25,000円または50,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	293,866 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	590 千円
支給実績(令和4年度決算)	299,784 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	606 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(令和5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		
扶養手当	配偶者	6,500円	同じ	-	57,230 千円	238,458 円	
	子	1人につき					10,000円
		満16歳以上22歳までの子1人についての加算額					5,000円
	父母等	6,500円					
住居手当	借家(借間)の場合の支給限度額	27,000円	同じ	-	23,266 千円	318,712 円	
通勤手当	バス、電車などの交通機関利用の場合の限度額	55,000円	同じ	-	20,959 千円	55,594 円	
	自家用車などの交通用具利用	2,000~31,600円	同じ	-			
単身赴任手当	基本額30,000円。距離に応じ8,000~70,000円加算	同じ	-	0 千円	0 円		
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員にその勤務1時間につき1時間当たりの給与額の25/100を支給	同じ	-	42,940 千円	191,696 円		
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に40,000~81,000円を支給	同じ	-	67,556 千円	718,681 円		
管理職員特別勤務手当	①管理又は監督の地位にある職員が臨時又は緊急の必要等により週休日、休日、年末年始の休日等に勤務した場合に6,000~15,000円の金額を支給 ②緊急の必要により週休日等以外に午前0時~5時まで勤務した場合3,000円~5,000円	同じ	-	605 千円	100,833 円		
宿日直手当	宿日直勤務又は日直勤務を行った職員に対してその勤務1回につき7,400円を支給	異なる	(一般行政職)勤務1回につき4,400円 5時間未満2,200円	19,950 千円	178,125 円		
寒冷地手当	11月から翌年3月までに在職する職員に対し、月額7,360~17,800円を支給	同じ	-	34,103 千円	62,921 円		